

様式第15号(第14条関係)

開発許可を受けた者の住所及び氏名	米子市車尾四丁目3番31号			地位の承継	承継人の住所及び氏名			
	株式会社ハートライフ 代表取締役 柗明彦							
開発許可の年月日及び番号	令和 4年 6月 8日 建相起第 1175 号-2			承継(受理)年月日	承継の原因			
許可内容	開発区域に含まれる地域の名称	米子市 河崎 字中通吉郎右衛門分						
	開発区域の面積	19,407.77 m ²	工区別面積					
	予定建築物等	一戸建の住宅、スーパーマーケット (自己用以外)						
	法第41条第1項の規定による制限の内容							
変更許可	年月日	変更の内容						
完了検査	工区名	検査年月日	検査済証	完了公告の年月日及び番号				
		令和 4年10月17日	令和 4年10月24日 建相起第 3974号-3	令和 4年11月11日 第 226号				
備考						<p>1 市街化調整区域の場合その該当する許可基準等</p> <p>2 許可条件</p> <p>(1) この許可に係る行為については、農地法その他の法令による必要な許可を受けた後に着手すること</p> <p>(2) 開発行為に関する工事が完了したときは、速やかに工事完了届を提出し、検査を受けるとともに、公共施設の帰属がある場合は、公共施設管理者に帰属申込書を提出すること</p> <p>(3) 万一当該開発行為を中断又は廃止することになった場合は、適切な防災措置を講じた上、速やかに米子市に届け出ること</p> <p>(4) 法第36条第3項の公告があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設することはできません</p>		

開発区域の位置一覧表

地目： 田

米子市河崎字中通吉郎右衛門分

1400-1, 1400-2, 1399-1, 1399-2, 1397, 1396, 1394-2, 1392-2, 1367, 1366, 1365

1368-1, 1368-2, 1364, 1370-2, 1371, 1363, 1362, 1372-1の一部

地目： 畑

1401-1, 1405, 1404, 1403, 1398, 1394-1, 1395, 1393, 1392-1, 1392-3

1369, 1370-1, 1374-1, 1373-1

米子市河崎字悪水西横田屋分

地目： 田

1361, 1357-4, 1357-3, 1357-5, 1357-1, 1360, 1358-2, 1358-1, 1359, 1355-4, 1355-3

1355-2, 1347, 1348-3, 1348-4, 1348-2, 1346, 1345,

地目： 畑

1343, 1339-6, 1344, 1339-1の一部

米子市河崎字中通横田屋分

地目： 田

952-1, 953, 954-4, 990-1, 991-2, 992, 989-1

地目： 畑

955-1, 954-1, 991-1

